

身体・知的障がい者の市電・函館バス交通料金助成制度が

平成30年4月から「イカすニモカ」を使用した助成に変わりました。

○「イカすニモカ」とは

- 市電および函館バスへ導入された、交通系ICカード乗車券です。



- 市電や函館バスに乗るとき、降りるとき、「イカすニモカ」を車載機にタッチして利用します。整理券を取る必要はありません。

○乗車時



- 乗車リーダーにタッチ。
- カード残額が表示されます。

○降車時



- 降車リーダーにタッチ。
- 運賃精算額とカード残額が表示されます。

- 入金（チャージ）することで、繰り返し利用できます。

①助成方法（助成を受けるには、3ページ「⑩」による、申請が必要です。）

- 市電・函館バスで支払った乗車料金をポイントで助成します。
- ポイントは、ポイント交換機で「イカすニモカ」のカード残額に交換してください。
- 1ポイントは1円として交換されます。ポイントは、乗車料金を支払った2日後に助成します。



①イカすニモカで乗車料金を支払う ②乗車料金分をポイントで助成 ③ポイント交換機でカード残額に交換

②対象者

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、等級が1級から4級の方
- 療育手帳をお持ちの方で、重度または中度の判定を受けた方
- 特別児童扶養手当の対象児童の方

③助成の上限額

◆施設等に通所していない方

- 1年度につき36,000円（36,000ポイントまで、ポイントで助成します。）
（特別児童扶養手当の対象児童の方で、障害者手帳を持っていない方は72,000円）

◆施設等に通所している方で、市電・函館バスを利用して通所または通学している方

- 上限額はありません（乗車料金を支払った分だけ、ポイントで助成します。）
- 対象施設 指定障害福祉サービス事業所（生活介護事業所、就労継続支援事業所等）、
地域活動支援センター、特別支援学校、特別支援学級等

④ 購入していただく「イカすニモカ」の種類

・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

- ・「障がい者用イカすニモカ」(中学生以上)
- ・「小児障がい者用イカすニモカ」(小学生以下)



・特別児童扶養手当の対象児の方で、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方

- ・「スターイカすニモカ」(中学生以上)
- ・「小児用イカすニモカ」(小学生以下)



⑤ 介護人も助成となる方

- ・身体障害者手帳が第1種の方
- ・身体障害者手帳が第2種2級の方
- ・身体障害者手帳で音声、言語、そしゃく機能障がいがある3級の方
- ・身体障害者手帳で視覚障がいがある4級の方
- ・療育手帳で重度または中度の判定を受けた方
- ・特別児童扶養手当の対象児童の方

・介護人用として購入していただく「イカすニモカ」の種類

- ・「スターイカすニモカ」(「障がい者用イカすニモカ」ではありません)



- ・本人用のカードとは別に、介護人用のカードが必要となります。
- ・助成対象者である障がい者本人の名前で作成してください。(ただし、小学生以下の方は、本人の名前で「スターイカすニモカ」を作成できませんので、保護者の名前で作成してください。)

★ 介護人の利用上の注意

- ・乗務員の方に、介護人であることを伝えてから乗車料金をお支払いください。
- (特別児童扶養手当の対象児童の方で、障害者手帳の交付を受けていない方は、伝えなくてください。)
- ・本人が「イカすニモカ」で乗車料金を支払わなかった場合、介護人が「イカすニモカ」で乗車料金を支払ったとしても、介護人分は助成されません。
- ・「スターイカすニモカ」は、有効期限がありません。

⑥「障がい者用イカすニモカ」の注意事項

- 購入には、身体障害者手帳または療育手帳が必要です。
- 有効期限があり、誕生日が有効期限です。初回購入時は、2回目の誕生日まで有効ですが、2回目以降は、毎年更新が必要です。更新手続きは、3カ月前からできます。
- 有効期限が過ぎますと、使用ができなくなりますので、更新手続きを忘れないでください。

⑦「小児障がい者用イカすニモカ」の注意事項

- 購入には、身体障害者手帳または療育手帳が必要です。
- 有効期限があり、誕生日が有効期限です。初回購入時は、2回目の誕生日まで有効ですが、2回目以降は、毎年更新が必要です。更新手続きは、3カ月前からできます。
- ただし、誕生日で満12歳になられた方は、その年度の3月31日まで有効です。
- 4月1日以降、「障がい者用イカすニモカ」に変更手続きをしてください。
- 有効期限が過ぎますと、使用ができなくなりますので、更新または変更手続きを忘れないでください。

⑧「小児用イカすニモカ」の注意事項

- 購入には、健康保険証等の公的証明書が必要です。
- 有効期限があり、満12歳になる年度の3月31日まで有効です。
- 4月1日以降、「スターイカすニモカ」に変更手続きをしてください。
- 有効期限が過ぎますと、使用ができなくなりますので、変更手続きを忘れないでください。

⑨未就学児（6歳未満）の方が助成対象者である場合の注意事項

- 未就学児の方が保護者と同乗する場合、未就学児の乗車料金は、保護者1人につき1人まで無料です。保護者分の乗車料金だけが必要となります。
- よって、介護人である保護者の方の乗車料金を助成します。
- 保護者の方の名前で「スターイカすニモカ」だけを購入のうえ、申請してください。
- 降車するときは、乗務員に未就学児であることを伝えてから、乗車料金を精算してください。

⑩申請に必要なものと申請受付場所

- 購入した「イカすニモカ」、申請書、身体障害者手帳または療育手帳または特別児童扶養手当証書を持ってお越しください。
- 介護人分も申請される方は、介護人用の「イカすニモカ」も必要となります。

◆申請受付場所

- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| 市役所1階 障がい保健福祉課 | 亀田支所 亀田福祉課 | 湯川支所 湯川福祉課 |
| 銭亀沢支所 | 戸井支所 市民福祉課 | 恵山支所 市民福祉課 |
| 楸法華支所 市民福祉課 | 南茅部支所 市民福祉課 | |

⑪「イカすニモカ」の販売場所・販売価格

- ・函館市電駒場乗車券販売所
- ・函館駅前バス案内所
- ・函館バス各営業所（函館，昭和，日吉）
- ・販売価格は、2,000円（利用可能額1,500円+デポジット500円）です。

※記名式の「イカすニモカ」は、市電・函館バス車内、丸井今井函館店では購入できません。

また、販売場所では交通料金助成の申請を受付けしていません。

⑫ポイント交換場所

- ・函館市電駒場乗車券販売所
- ・函館市役所1階ATMコーナー
- ・企業局アクロス十字街1階
- ・丸井今井函館店5階総合カウンター
- ・谷地頭老人福祉センター
- ・桔梗福祉交流センター
- ・恵山支所
- ・フレスポ戸倉（スーパーアークス）
- ・ポールスターショッピングセンター（B棟1階イベントスペース）
- ・イオン湯川店1階サービスカウンター
- ・函館バス各営業所（函館，昭和，日吉）
- ・亀田交流プラザ1階ロビー（亀田支所側出入口付近）
- ・函館駅前バス案内所
- ・コープさっぽろ湯川店1階 エスカレーター横
- ・函館市総合福祉センター（あいよる21）1階
- ・中央図書館1階
- ・南茅部支所
- ・シエスタハコダテ1階

⑬入金（チャージ）場所（「イカすニモカ」の利用できる金額を増やす場所）

- ・市電，函館バス車内
- ・函館バス各営業所（函館，昭和，日吉）
- ・亀田交流プラザ1階ロビー（亀田支所側出入口付近）
- ・函館駅前バス案内所
- ・コープさっぽろ湯川店 1階エスカレーター横
- ・シエスタハコダテ
- ・函館市電駒場乗車券販売所
- ・函館市役所1階ATMコーナー
- ・企業局アクロス十字街1階
- ・丸井今井函館店5階総合カウンター
- ・コンビニエンスストア，ドラッグストア（一部除く）
- ・イオン湯川店1階サービスカウンター等

※1,000円単位で20,000円まで入金できます。

ただし、車内で入金する場合は、1,000円単位で5,000円まで入金できます。また、カード残額が10,001円以上の時は、車内では入金できません。

⑭助成の注意事項

- ・函館市内で乗降した場合のみ助成されます。函館市以外で乗車または降車した場合は助成されません。
- ・「イカすニモカ」1枚で2人以上の乗車料金を支払った場合、助成はされません。
- ・ポイント交換機で「イカすニモカ」のカード残額に交換していないポイントには有効期限があり、翌年の12月末日までです。1年に1度は忘れずにポイントを交換してください。
- ・交通料金助成の登録を行った「イカすニモカ」を、他人に譲ったり、貸したりすることは禁止しています。不正に利用した場合、助成が停止となりますのでご注意ください。

⑮「函館市福祉専用乗車カード」の注意事項

- ・「函館市福祉専用乗車カード」の交換は、平成30年（2018年）3月30日で終了しました。
- ・「函館市福祉専用乗車カード」の使用は、令和2年（2020年）3月31日に終了しました。

お問い合わせ先 函館市役所1階 障がい保健福祉課 ☎21-3263 FAX27-2770